## 住民監査請求に係る監査結果

### 第1 監査の受付

1 請求人

省略

## 2 請求書の提出日

令和5年2月9日付大町市職員措置請求書は、事実を証明する書面を添え、請求 人より直接提出され、同年2月9日付でこれを受付けた。

#### 第2 請求書の受理

本件請求書は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認められたため、令和5年2月17日付けで受理した。

## 第3 請求の要旨(請求書原文引用・一部抜粋)

- 1 対象となる財務会計上の事実とその行為が違法又は不当である理由
  - ア 大町市が崩沢地区の水道事業用地として所有している土地、大町市平17768番2、大町市平17768番3、大町市平17632番2(以下「本件各土地」という。)において、太陽光発電事業並びに民有林森林経営事業によって、水道事業用地が侵害されているにもかかわらず、市長は所有権に基づく妨害排除請求として、太陽光発電事業及び森林経営事業の中止と明渡請求をしていない。
  - イ 地方公共団体の財産は、地方財政法8条の規定により常に良好の状態においてこれを管理しなければならないが、市長らは、不明とされる境界標の復元等、取得時の良好な状態に原状回復をしていない。
  - ウ 大町市水道事業は、管理者を置かず、地方公営企業法第9条第7号の規定により、市長が水道事業の用に供する資産を取得し、管理し、及び処分する事務 を担任する。
  - エ 大町市上下水道等会計規程には水道事業の用に供する土地に関する財産管理の権限を委任する規程はないので、大町市水道事業の用に供する土地の財産管理者は市長である。
  - オ 上記ア、イは、地方財政法第8条の規定に違反する。

#### 2 大町市に生ずる損害

ア 市長らが不明とされる境界標の復元をせず取得時の良好な状態に復旧しな

い場合は、本件各土地の買収費を除く取得に関する費用として、大町市平17768番2は1万3586円、大町市平17768番3は15万3309円、大町市平17632番2は19万5068円の合計額36万1963円の損害が大町市に生ずる。

イ 市長が本件各土地につき所有権に基づく妨害排除請求権を行使せず、土地を 喪失した場合は、大町市平17768番2が3万0046円、大町市平177 68番3が51万1641円、大町市平17632番2が32万2592円の 合計額86万4279円の損害が大町市に生ずる。

## 3 請求する措置内容

- 請求1 市長は、本件各土地につき所有権に基づく妨害排除請求として太陽光発 電事業及び民有林の森林経営事業の中止と明渡請求をすること。
- 請求2 市長は、市長及び関係職員に対し、当該職員の費用負担により不明とされる境界標の復元と取得時の良好な状態に原状回復させる請求をすること。若しくは市長が本件各土地につき不明とされる境界標の復元と取得時の良好な状態に原状回復をして、その費用を当該職員に請求すること。

#### 第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第7項に基づく請求人の陳述については、請求人が陳述を希望しなかったため、陳述は行われなかった。また、請求人からの追加の証拠提出はなかった。

#### 2 関係人の調査

監査のため必要と認めたため、建設水道部関係職員に出頭を求め、令和5年3月 15日に古平建設水道部長、松宗上下水道課長、峯村水道施設係長から聴取を行っ た。なお、請求人が立会いを希望したためこれを許可した。

3 学識経験を有する者からの意見聴取 弁護士法人大手門法律事務所吉澤裕美弁護士より意見を聴いた。

### 4 監査対象

請求書の内容、事実証明書を総合的に判断して、次の2つの事項を監査対象とした。

(1) 本件各土地につき所有権に基づく妨害排除請求として太陽光発電事業及び民有林の森林経営事業の中止と明渡請求をすることの請求(請求1)

(2) 市長及び関係職員に対し、当該職員の費用負担により不明とされる境界標の復元と取得時の良好な状態に原状回復させること、若しくは市長が本件各土地につき不明とされる境界標の復元と取得時の良好な状態に原状回復をして、その費用を当該職員に請求することの請求(請求2)

### 第5 監査の結果

### 1 事実関係の確認

本請求書及び事実証明書並びに関係職員の事情聴取に基づき、次の事実を確認した。

# (1) 崩沢地区水道事業用地の所有に関する事項

ア 大町市平17768番2、大町市平17768番3及び大町市平17632番2は水道事業用地として現に使用している土地であり、17768番2は昭和32年に、17768番3及び17632番2は平成10年に、市がそれぞれ売買により所有権を取得している。

# (2) 水道事業用地の資産管理に関する事項

地方公営企業法の規定により、水道事業の用に供する資産を取得し、管理し、 及び処分することは管理者の担任事務であり、管理者を置かない大町市水道事業 においては、管理者の権限を市長が行い、管理者の権限に属する事務を処理させ るため、条例で必要な組織を設け、管理者の権限に属する事務の執行を補助する 職員を管理者(市長)が任免している。

### (3) 本件各土地の地図に関する事項

本件各土地は、不動産登記法14条第1項に規定された地図が整備されておらず、法務局には、法14条地図に準ずる図面として、「旧土地台帳附属地図」を基とした「公図」が備え付けられている。

## 2 監査委員の判断

(1)請求1 本件各土地につき所有権に基づく妨害排除請求として太陽光発電事業及び民有林の森林経営事業の中止と明渡請求をすることの請求

請求人は、令和元年に太陽光発電事業者が作成した境界確定図と、平成10年に市が分筆登記した際の地積測量図の二つの図面を使用し、それぞれのXY座標値を用いて両図面を重ね合わせた図面を作成したところ、水道事業用地の一部が太陽光発電事業計画地ならびに民有林の森林経営事業に侵害されているとし、こうした状態は、市が適正な財産の管理を怠っているものであるから、所有権に基づく妨害排除請求として、太陽光発電事業及び森林経営事業の中止と明渡請求をするよう請求している。

まず、この二つの図面の特性を検証して見る。太陽光発電事業者が作成した境界確定図は、最新の高い測量技術によって現地測量されていることから現況との整合性は極めて高いものと考えられる。一方、市が作成した地積測量図は、平成17年の不動産登記法改正前に作成されたものであり、分筆登記をする際に提出する地積測量図の取扱いが現在とは異なっており、分筆する土地の形状や面積を明らかにすれば、残される土地の取り扱いが曖昧であったこと等から、現況との整合性は低いものと考えられる。

また、市水道事業用地を含む周辺一帯は、地籍調査等が未実施のため「法14条地図」が整備されておらず、土地台帳附属地図が公図として用いられている。こうした公図は、明治初期に地租徴収のために作成された図面が基となっているため精度が低く、実際の土地の位置や形状が相違しており、一般的に「公図混乱地域」とされているところである。

こうした両図面の特性から、精度の高い太陽光発電計画図と精度の低い公図を 重ねた場合、差異が生ずるのは必然的な結果であり、このことをもって、現に占 有が権限なく妨害されているということはできない。公図の特性からして水道事 業用地だけでなく、周辺一帯の土地を含めて総合的に判断すべきものと考える。

なお、当該太陽光発電事業計画は、現在事前協議の段階であるが、事業予定地は水道事業用地を除外した計画となっている。また現地において水道事業用地が第三者に侵害されているという事実はない。

よって、水道事業用地について市が管理を怠っている事実はなく、所有権が妨害されているとは認められないので、所有権に基づく妨害排除請求として、太陽光発電事業及び森林経営事業の中止と明渡請求をせよとの請求には理由がない。

(2) 請求2 市長及び関係職員に対し、当該職員の費用負担により不明とされる 境界標の復元と取得時の良好な状態に原状回復させること、若しくは市長が本 件各土地につき不明とされる境界標の復元と取得時の良好な状態に原状回復を して、その費用を当該職員に請求することの請求

請求人は、分筆登記時の地積測量図に基づくプラスチック杭の境界標が現地に 設置されていないことをもって、不明とされる境界標の復元と取得時の良好な状態に原状回復させる請求をすることを請求している。

関係人の陳述によれば、分筆登記時の地積測量図に基づくプラスチック杭の境界標は、請求人の主張のとおり現地には設置されていないものの、水道事業用地として市が管理すべき土地は、コンクリート境界杭によって適正に管理されており、これまで境界に係るトラブルはなく、常に良好な状態で管理しているとの認識である。また、水道事業用地が第三者によって侵害されているとの認識も持っていない。

こうしたことから、分筆登記時の地積測量図に表記されたプラスチック杭の境界標は設置されてはいないものの、市が水道事業として管理すべき土地は、コンクリート境界杭によって適正に管理されており、財産管理上の不作為は認められないため、請求人の請求には理由がない。

以上のことから、本請求には理由がないものと認められるので請求を棄却する。